

重要なお知らせ

日本生殖医学会より5月18日にCOVID-19（新型コロナウイルス）に対する新たな通知がありました。その内容は以下のとおりです。

「本通知は現時点の情報をもとに策定されたものであり今後の状況の変化に応じて必要とされる対応策に変更があることにご留意ください。

新型コロナウイルス(COVID-19)感染者が急増する中、日本生殖医学会では令和2年4月1日付けで、本会 会員に向けて「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に対する日本生殖医学会からの声明(2020年4月1日 版)」を発出いたしました。その後、国内では新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づき、4月7日に緊急事態宣言が発出されました。期間は5月6日までの1ヶ月間とされ、緊急事態措置を実施すべき区域は当初の7都府県から、4月16日には全都道府県に拡大されました。5月4日に緊急事態宣言の期間が5月31日まで延長されましたが、5月14日付けで特定警戒都道府県の5県を含む39の県で緊急事態宣言が解除されました。8つの「特定警戒都道府県」では緊急事態宣言が継続し外出自粛などの対応が要請されていますが、解除された39の県においても、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に配慮した段階的な取り組みが求められています。

これを受け、本会は会員に対して以下のように提言します。

- 1) 不妊治療（人工授精、体外受精・胚移植、生殖外科手術などの治療）の延期を選択肢として受け入れた患者さんに対して、COVID-19 感染防御と感染拡大防止の対策を可能な限り施行した上で、以下の点に配慮し不妊治療の再開を考慮してください。
- 2) 感染の動向が都道府県や地域によって異なること、患者さんごとに背景や感染した場合のリスクが異なる可能性があることなどから、不妊治療の種類と実施の可否についての選択は患者さんへの十分な説明と同意のもとに医師と患者さんでよく相談して実施してください。
- 3) COVID-19 感染に対する医療供給体制などの社会状況にも配慮しながら、それぞれの状況に応じた適切な医療を実施してください。

WHO が宣言した COVID-19 パンデミックがいつまで継続するかは不明です。少なくとも当面は COVID-19 の感染防御と感染拡大の防止に十分配慮した行動が求められます。過去のパンデミックの経験から、感染の再拡大と収束を繰り返すことが想定されており、不妊治療の実施・延期も状況に応じて選択する必要があります。

日本生殖医学会では、今後も COVID - 19 の動向と不妊治療について、幅広く情報を集めて会員に周知する予定です。」というものです。

また、日本産科婦人科学会、日本産婦人科医会、日本産婦人科感染症学会は4月7日に、新型コロナウイルス感染症への対応として、「妊婦における感染率や重症化率に関する公式情報はありますが、現時点ではインフルエンザのように妊産婦における重症化や死亡率が特に高いという報告はありません。2月12日付のLancetの報告では、武漢市内で妊娠後期にCOVID-19に罹患した妊婦9例の解析で経過や重症度は非妊婦と変わらず、子宮内感染は見られなかったとしています。（中略）三学会は基本的に延期できるものは延期とする日本生殖医学会のポリシーを尊重しますが、都道府県と患者さんごとの個別対応が必要です。状況をご説明の上、安心安全な医療を提供していただくようご配慮をお願いします。」と発表しています。

当院としましては、

不妊治療におきましては年齢が上がれば治療成績が下がること、特に35歳以上では年齢が治療成績に大きな影響を与えることを踏まえ、一律の対応をするのではなく、それぞれの患者さんと相談をしながら個別の対応を行います。

体外受精治療の場合は、「妊娠成立を延期すること」はタイミング治療や人工授精などの不妊治療と比較すると対応しやすいと考えます。それは、少しでも若いうちに採卵し受精卵（胚）を凍結しておくという方法が選択できるからです。胚を凍結すれば、ご自身の年齢が上がっても、胚を凍結した時点の年齢で妊娠率および流産率はとどまる為、胚移植を延期しても妊娠率は下がることはありませんし、流産率が上がることもありません。安全な時期になってから胚を融解し移植をするという方法があります。この点も考えて患者さんと個別に相談していきます。

2020年5月18日

後藤レディースクリニック 院長 後藤 栄